

第37回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和2年12月18日（金）午後1時30分

会 場 喜多方プラザ 小ホール

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高野 進 2番 山田 義人 3番 岩渕善一郎

4番 高橋 良臣 5番 菅井 大輔 6番 山口 孝信

8番 佐藤 健一 9番 長谷川庄次 10番 木戸 賢治

11番 大堀美栄子 12番 酒井 健一 13番 平田 恭一

14番 大津 康男 15番 田代 宏昭 16番 穴澤 一彦

17番 湯上 重幸

4 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第93号 会務報告について

報告第94号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第245号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第246号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第247号 現況確認証明申請について

議案第248号 農用地利用集積計画について

議案第249号 賃借料情報の提供について

議案第250号 農作業料金基準額について

議案第251号 喜多方市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定
について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 渡 部 仁

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 渡 部 涼

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 渡 部 智 恵

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告2件、議案7件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第37回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、18番 齋藤澄子委員、1番 高野進委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第93号から報告第94号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第93号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第94号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第93号から報告第94号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第93号から報告第94号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第93号から報告第94号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第245号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo. 1については、3番 岩渕善一郎委員、No. 2については、12番 酒井健一委員、No. 3については、2番 山田義人委員より現地調査の結果、並び

に補足説明がありましたら報告を求めます。

○岩渕善一郎委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番岩渕です。案件No.1についてご報告申し上げます。去る12月8日午後、譲渡人〇〇〇さん、譲受人〇〇〇さんよりお話を伺いました。〇〇〇さんは、自動車板金業を営んでおります。一方で、〇〇〇さんは農地を2ヘクタールほど耕作しており、トラクターやコンバインを新規購入しておられます。お二人は旧知の仲でありまして、今回の申請に至ったそうです。以上のことから、特に問題はないものと判断いたしました。以上です。

○酒井健一委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番酒井です。案件No.2についてご報告いたします。12月5日午前9時から譲渡人〇〇〇さん、譲受人〇〇〇さん、私で現地調査を行いました。現地は、地目が田であります。長年畑として使用していたそうです。これからは畑として使用するため、周りの土地に支障を及ぼすこともなく、譲渡に関する支障も特にないため、本申請に関する権利の取得については、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○山田義人委員

〔No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番山田です。案件No.3について申し上げます。〇〇〇さん、〇〇〇さんに電話にて売買の聞き取り調査を行いました。面積が259㎡で、現在耕作している土地の隣接地であることから、購入し、作業の効率化を図るという案件でございます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第245号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第245号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第245号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第246号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔権利設定2件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1については、4番 高橋良臣委員、No.2については、11番 大堀美栄子委員、所有権移転のNo.1、No.2については、6番 山口孝信委員、No.3については、2番 山田義人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋良臣委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番高橋です。案件No.1についてご報告いたします。去る12月9日10時50分より山口委員、渡部次長、私の3名で現地調査を行いました。立ち合い者は、設定人〇〇〇さんの奥さん、娘婿の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士です。今ほど、事務局からの説明がありました通り、現在申請者本人と妻、

子供と3人で暮らしていますが、夫婦共働きであり、子供の面倒を見てもらう必要があるということから、実家の近くに住宅を建築するという案件でございます。付属資料の1、2ページを見ていただきたいと思います。この申請地は、第3種農地で第1種住居地域であります。建築するにあたり、土砂の流出であります。西側は市道、北側は土地提供者の畑、南側は法定外の道路であります。いずれも平坦で隣接地に土砂の流出の恐れはありません。次に農業用排水施設についてですが、生活雑排水については下水道に放流、雨水については敷地内に砂利を敷き、市道の側溝に放流することでした。また、日照等につきましても特に問題はありません。以上です。

○大堀美栄子委員

〔権利設定のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番大堀です。案件No. 2についてご報告いたします。12月9日午前9時20分より、山田委員と渡部次長、渡部主事と私で現地調査を行いました。この申請地は市道田原熊倉線の道路沿いにあり、申請者が親の土地を借り受け、住宅を建設するという案件です。本申請の権利の設定については特に問題はないものと判断いたしました。以上です。

○山口孝信委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番山口です。案件No. 1についてご報告いたします。去る12月9日午前10時35分より、高橋委員、渡部次長と私、譲渡人は欠席、譲受人立ち合いの下、現地調査を行いました。地目は畑2筆を宅地分譲するという案件です。事務局説明の通り、区画整理されており、周囲の農地に支障を及ぼさないため、本案件につきましても特に問題はないと判断いたしました。続きまして、案件No. 2についてご報告いたします。去る12月9日午前11時10分より、高橋委員、渡部次長と私、譲渡人は欠席でしたが代理人として、行政書士の〇〇〇さん、譲受人立ち合いの下、現地調査を行いました。地目は田で、耕作はされておりませんが草刈り等は行っているよう

です。周囲は住宅が立ち並んでおり、周辺に農地はなく、支障を及ぼさないため特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○山田義人委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番山田です。案件No.3についてご報告いたします。12月9日午前9時より、大堀委員、渡部次長と渡部主事、私で現地調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さん出席、譲渡人は欠席で代理として行政書士が出席し現地調査を行いました。申請地は区画整理がされており、道路も両脇に整備されていて、周辺に支障を及ぼすこともないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第246号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第246号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第246号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第247号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、12番 酒井健一委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、酒井健一委員の退席を求めます。

(12番 酒井健一委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、4番 高橋良臣委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋良臣委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番高橋です。案件No.1についてご報告いたします。去る12月9日午前11時30分、山口委員、渡部次長と私、申請者立ち合いの下、現地調査を行いました。事務局説明の通りでありまして、この農地は昭和50年頃から耕作しておらず原野化してしまったものであります。申請地は、竹林となっておりまして、根の張り等が凄まじく、農地への復元は不可能と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第247号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第247号について、原案のとおり可決すること

に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第247号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

12番 酒井健一委員の着席を求めます。

(12番 酒井健一委員着席)

○議長

続きまして、「議案第248号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局 (渡部次長兼農地係長)

[利用権設定83件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第248号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第248号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第248号については、原案のとおり可決することに決定い

たしました。

○議長

続きまして、「議案第249号 賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、11月9日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○岩渕善一郎委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

以上、農政委員会で協議いたしました内容につきまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第249号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第249号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第249号については、原案のとおり可決することに決定い

たしました。

○議長

続きまして、「議案第250号 農作業料金基準額について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、11月9日に開催された農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○岩渕善一郎委員（農政委員長）

〔協議内容の報告〕

以上、農政委員会で協議いたしました内容につきまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第250号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○高野進委員

農作業料金の基準額については法定外の事項という扱いでございますが、農地法第52条については関わらないのでしょうか。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

昔ですと、標準小作料ということで示しておりましたが、法改正されて、示すことができなくなったということから、代わりとしてこういったデータの集計結果の数字を出すということが農地法第52条の条文となっております。

○議長

その他ございませんか

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第250号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第250号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第251号 喜多方市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（高橋事務局長）

〔1件を朗読、説明。〕

(1) 農地利用最適化推進委員の公募結果につきましては、令和2年9月1日から9月30日までの公募期間に24名から応募・推薦がありました。しかし、5地区7人の定数に達しなかった地区があったことから（第1区：旧市内1人、第4区：岩月町1人、第6区：熊倉町1人、第7区：豊川町2人、第9区：熱塩加納町2人）10月1日から10月23日まで募集期間の延長を行い、5名の応募等がありました。

また、定数に満たない2地区2人（第6区：熊倉町1人、第7区：豊川町1人）については、10月26日から30日までさらに募集期間の延長を行い、2名から応募等があり定数に達した状況にあります。

その結果、合計30名の定数に対しまして31名の応募と、第10区塩川町については1名の定数を超える応募となったところであります。

が、農業委員との重複応募者であり、今般、農業委員に選任される予定であることから、12月16日付けで応募辞退の申し出がありましたので、いずれの地区も定数と同数の応募結果となりました。

- (2) 次に「農地利用最適化推進委員候補者評価要領」につきましては、農業委員の候補者選考基準が変更になったことから、それに準じ変更したくご説明しますので、別紙をご覧ください。

[評価要領について朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第251号についてを審議します。

なお、本案件につきましては、3番 岩渕善一郎委員、17番 湯上重幸委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、岩渕善一郎委員、湯上重幸委員の退席を求めます。

(3番 岩渕善一郎委員、17番 湯上重幸委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（高橋事務局長）

まず、応募のありました30名については、農業委員会等に関する法律第18条第4項（破産、禁固以上の刑等）の規定に該当する者はありません。また、喜多方市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の第3条の資格要件（推進委員として推薦を受ける者及び応募できる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者とする。ただし、委嘱予定日において市の職員である者を除く。）に該当し、喜多方市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の資格要件を満たしていることを申し添えさせていただきます。

[評価シートの記載の仕方等説明]

[各委員が加点を行った「農地利用最適化推進委員候補者評価シート」]

を回収し、各候補者の評価結果をまとめる。]

○議長

事務局より集計結果の報告をさせます。

○事務局（高橋事務局長）

〔集計結果の報告〕

○議長

それでは、議案審議を続行いたします。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第251号については、評価の結果、候補者30名について選考基準に達しているものと判断し選考することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第251号については、候補者30名を選考することに決定いたしました。

3番 岩淵善一郎委員、17番 湯上重幸委員の着席を求めます。

（3番 岩淵善一郎委員、17番 湯上重幸委員着席）

○議長

追加議案配付のため、暫時休憩をいたします。

午後15時15分に会議を再開いたします。

○議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加議案の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

○議長

配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

本日付をもって議案1件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(日程追加)

○議長

「議案第252号 農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔農振変更計画16件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第252号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○齋藤澄子委員

案件No.3とNo.6についてご質問いたします。農機具格納庫が近くにあると思いますが、近くのものでは間に合わないのでしょうか。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

No.3につきましては、事務所が住所移動する前の場所の近くに農機具格納庫を建築するという案件です。それだけでは足りないということで、

案件 No. 6 の場所に農機具格納庫を建てたいというものでございます。普通であれば、一緒の案件が良いと思いますが、農業振興課のほうで別の案件として受け取っておりますので、農業委員会としても別にさせていただきます。

○齋藤澄子委員

なぜ別々に案件が出るのか納得できません。現況地目は何になっているのでしょうか。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

今現在、建設業の株式会社ダイゴの用地を農機具格納庫や駐車場として利用していますが、狭いということで No. 3 の案件が 5 月に出てきています。それでも足りないということで、No. 6 の案件が後で出てきたそうです。事業面積もかなり増えてきているということから申請したそうです。No. 3 につきましては、まだ転用しておらず、まずは農振除外をしてからとなりますが、現在田として作付けされております。

○事務局（高橋局長）

本来であれば、それぞれの変更について適時に審議するものであります。今回は時期が遅れ、結果的に 1 つの農振計画の変更ということになります。本案件につきましては、農機具格納庫や駐車場が足りないという申請でございます。今回は、それに対する意見を求めるもので、各委員の皆様からいただいた意見も含めまして、回答させていただきます。

○齋藤澄子委員

確認をするといった意味でも、もう少し余裕をもって提出や受付をするということが大前提だと思いますので、その旨をお伝えいただきたい。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

おっしゃる通りだと思います。今回の件は、農業振興課にお伝えします。

○議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 252 号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 252 号については、喜多方市に対し異議が無い旨の意
見を付して進達することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第37回喜多方市農業委員会総会を閉会といたしま
す。

(閉 会) 午後3時45分